



自由民主党交通安全対策特別委員長  
衆議院議員／第10代復興大臣

# 田中かずのり (和徳)

## 自転車事故防止に向けて、改正道交法が施行

### 《 改正道路交通法の概要 (2024年11月1日施行) 》

#### モペット

#### ■ モペットに関する取り締まりを強化

違法運転が相次ぐペダル付き原付バイク（モペット）に関して、法規制の穴をふさぎ、違法運転に対する取り締まりを強化する。

#### 自転車の危険運転対策

#### ■ 自転車の酒気帯び運転への罰則を大幅強化

自転車の飲酒運転への罰則を、自動車やバイクと同程度まで厳罰化。また、酒類の提供者や自転車の同乗者に対する罰則も新設する。

#### ■ 自転車の「ながら運転」への罰則を大幅強化

自転車運転中にスマホで通話、画面を注視する危険運転が横行。事故防止のため、こうした「ながら運転」への厳罰化を進める。

### 《 改正道路交通法① モペットの取り締まり強化 》



モペットとは、エンジンや電気モーターなどの原動機とペダルの両方で走行可能な二輪車のことである。

モペットは法的には原付バイクとして位置づけられ、運転免許の取得、ヘルメット着用、自賠責加入など、運転するには原付バイクと同じ義務が課される。

しかし、モペットは普通の自転車とよく似ているため、自転車感覚で危険な違法運転をする事例が後を絶たない。

|        |   |
|--------|---|
| 改正後の条文 | モペットは全て原付バイクとして扱うことを条文に明記する。<br>走る際にモーターを使わず、ペダルを人力で漕いだとしても、それは原付バイクの運転として扱うことも条文に明記する。 |
|--------|---|

モペットは、ペダルを人力で漕いで走行しているときは自転車扱い、原付バイクと違って運転免許やヘルメット着用、自賠償などは不要。  
**このような誤った認識**を改め、**モペットの違法運転を防止**するため、  
いかなる場合でも**モペットは原付バイクとして扱うことを明文化**。

◀ **改正道路交通法② 飲酒運転や「ながら運転」に刑事罰** ▶

|      |          | 改正前 | 改正後   |
|------|----------|-----|---|
| 酒気帯び | 罰則無し     | ▶   | <u>自転車の運転者、自転車車両の提供者</u><br>3年以下の懲役、または50万円以下の罰金<br><u>自転車の同乗者、酒類の提供者</u><br>2年以下の懲役、または30万円以下の罰金               |
| 携帯電話 | 5万円以下の罰金 |     | <u>運転中に携帯電話を保持して通話、画像を注視</u><br>6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金<br><u>上記に加え、事故など危険な事態を生じさせた場合</u><br>2年以下の懲役、または30万円以下の罰金 |

**2026年春、違反自転車への反則金制度（青切符）が導入予定**、  
他にも、**生活道路の制限速度を時速30kmまで引き下げ**など、  
改正道交法の下、様々な改正が**2026年5月までに導入**される。